

令和4年8月26日(金) 国土交通省 関東地方整備局 建 政 部

# 記者発表資料

# 建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、神稲建設株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

# 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

# 問い合わせ先

おにまる まさき

建政部 建設産業第一課長 鬼丸 真希 (内線6141)

わかめだ よしゆき

課 長 補 佐 若目田 芳幸(内線6696)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法 (昭和24年法律第100号) に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

① 神稲建設株式会社 国土交通大臣許可 福澤 栄夫 長野県館	
(般·特-01)第002848号	田市

#### 2. 処分内容

## 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について 必要な措置を講じること。
  - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に 速やかに周知徹底すること。
  - ② 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
  - ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育 (以下「研修等」という。)の計画を作成し、役職員に対し必要な研修 等を継続的に行うこと。
- (2) 前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。)について、文書をもって速やかに報告すること。

### 3. 処分理由

神稲建設株式会社が共同企業体の代表者として直接請け負った、長野県木曽郡木曽町における旧炉施設解体工事(以下「本工事」という。)において、令和3年1月20日、解体作業中に、下請負人の労働者が本工事現場3階通路を作業床とし、同通路の手すりの欠損部分から廃材を投下する作業を行っていたところ、同通路の手すり欠損部分から高さ約9.3m下の1階床に墜落し死亡した。

この事故をうけ、手すりの欠損部分からの墜落により労働者に危険を及ぼす恐れがあったのに、手すりの欠損部分に囲い、手すり、覆い等を設けず、もって請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社社員1名が、令和3年12月15日、木曽福島簡易裁判所より労働安全衛生法違反による略式命令(それぞれ罰金30万円)を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。